

日本共産党県議団を代表し、議第 115 号・核燃料税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」の改定に伴うものです。これまでは発電用原子炉への核燃料の挿入は、「使用前検査のすべてに合格した日」とされていたものを、「使用前事業者検査の確認を受けた日」に改正するというものですが、実は、検査のやり方を抜本的にかえる内容になっています。

施設の安全確保に対する事業者の一義的責任を明確化するという理由で、これまで国が責任を持って検査していたものを、原発を保有する事業者自らが検査を行うこととし、国は事業者が行った検査結果に基づいて判断を行うこととなります。これは、原子力発電所等の検査を事業者まかせにし、事故防止のための国の責任を放棄するというとんでもないものです。

福島第一原発事故の最大の教訓は、重大事故に至れば炉心溶融が起こることを知っていながら、その対策を事業者任せにしてきたことです。国会事故調査委員会報告書も、「規制当局が事業者のとりことなり、規制の先送りや事業者の自主対応を許し、国が自らの責任を回避してきたことが事故の背景にある」と指摘しました。

原発の再稼働にひた走る事業者だけに検査の一義的責任を負わせることは許されません。事業者任せの検査の見直しは、福島原発事故の教訓をないがしろにして過去の検査制度の改定の経緯にも逆行するものです。

原発立地県である宮城県として、国の責任を大きく後退させることは断じて容認できません。よって議第 115 号の条例改正案には反対であります。